

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和39年8月から42年6月まで
③ 昭和43年5月から同年7月まで

「期間が足りないため、将来年金がもらえない。」との通知が昭和55年に郵便で来たため、区役所へ相談に出掛けた。区役所内の特設会場で「国民年金に加入する前の期間の保険料を納めないと期間が足りない。御主人が仕事をしている期間はカラ期間とし、仕事をしていない期間の保険料を納めましょう。」と言われたので、夫の被用者年金加入期間を調べ、保険料を計算してもらった。その時、「1か月期間が足りないために、将来年金がもらえなくなる可能性もあるので、念には念を入れて、厚生年金保険加入最終月の昭和38年8月の1か月分の保険料も納めた方が良い。」と言われたので、同月の保険料と、現在納付済みとされている同年9月から39年7月の11か月分を含んだ55か月分の保険料を、満期を迎えた定額貯金から55年6月29日に一括納付した。しかし、現在の記録では、11か月分の保険料のみ同日に納付したこととされており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は昭和55年6月29日に38年8月から39年7月までの12か月分の国民年金保険料を第3回特例納付により納付したこととされており（このうち38年8月の保険料については、申立人が厚生年金保険被保険者であったことが判明したことから、平成3年に還付されたとみられる。）、この12か月分と申立期間の44か月分の保険料を一

括で納付した場合の保険料は22万4,000円であるが、申立人は昭和55年6月29日に一括で納付した金額については記憶が無いとしている。

また、申立人が特設会場で相談したとする昭和55年6月時点の計算では、申立人の厚生年金保険被保険者期間は22か月（本来は23か月）、申立人の夫の被用者年金加入期間から判明した45年4月前の申立人の合算対象期間は30か月あったとみられ、これらに申立人が同年4月の保険料納付開始以降60歳到達時まで保険料を継続して納付した場合の納付月数240か月を加えると292か月となり、受給権確保に必要な保険料納付月数（300か月）を確保するためには8か月不足していたと考えられる。

このことから、申立人は上記相談の結果、受給権確保のため、現在納付済みとされている11か月分に、上記還付されたとみられる昭和38年8月の1か月分を加えた12か月分の保険料を55年6月29日に特例納付することとなったと考えても不自然ではない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

一方、昭和38年8月分については、後年になって厚生年金保険被保険者期間であったことが判明し、過誤納保険料となったものの、申立人は合計12か月分の未納保険料を特例納付により納付する意思があったことを踏まえると、申立人が特例納付を行った55年6月29日の時点では未納とされ、かつ、特例納付が可能であった1か月分（36年4月分）について保険料を納付したとみるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和53年4月から54年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年10月

婚姻した昭和53年6月ごろ、市役所の職員から国民年金保険料は2年分さかのぼって納付できると聞いた。加入時期の記憶は明確ではないが、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、おそらく銀行で申立期間の保険料を含め2年分さかのぼって支払った。その後、保険料は毎月支払っていた。納付金額等については覚えが無く、納付したことを示す関連資料も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は12か月、申立期間②は1か月といずれも短期間である上、申立人は、国民年金加入手続後、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っており、国民年金制度に対する関心は高かったものとみられる。

また、申立人は、国民年金加入手続後、さかのぼって申立期間①を含む2年分の国民年金保険料を納付したとしており、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月ごろに払い出されていることから、このころに国民年金加入手続が行われたものとみられる。この時期を基準とすると、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することは可能であり、申立人は、申立期間①の直前の52年4月から53年3月までの1年分の保険料を54年7月31日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張どおり、申立期間①の保険料も一緒に納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、資格喪失欄には、昭和54年11月10日と記載されており、申立人が所持する年金手帳の「被保険者

でなくなった日」欄にも同じ記載があり、A市B区のゴム印が押されていることから、申立人は、同年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同区役所において国民年金被保険者資格喪失手続をしたものとみられる。

加えて、申立期間②の直前である昭和54年4月から同年9月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる上、A市では、申立期間②当時、保険料は原則3か月ごとの納付であったが、希望により1か月の納付書を発行していたとしていることから、前述のとおり、同市B区役所において、国民年金被保険者資格喪失手続を行った申立人が、申立期間②の保険料のみ納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうちの6か月及び同年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで（このうち、36年4月から37年3月までの間で納付済みとなっている6か月を除く。）

昭和36年10月ごろにA市B区のC小学校で夫と共に国民年金の加入手続きをしたと思う。夫婦で同じ時期に加入し、保険料も一緒に納付していたのに、申立期間について、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、夫婦の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和36年10月ごろにA市B区のC小学校で、申立人の夫と共に国民年金の加入手続きを行ったとしており、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月17日に申立人の夫と共に払い出されており、同市発行の同年10月5日の広報には、同年10月17日に同小学校で国民年金加入届の出張受付と併せて出張検認も行う旨の記載があることから、申立人の主張と一致している。

さらに、申立人は、国民年金加入後、夫婦一緒に3か月ごとに保険料をC小学校又は集金で納付していたとしており、社会保険庁の申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間のうち、納付月は特定できないものの、昭和36年4月から37年3月までの期間で6か月は納付済みとされている。一方、A

市では、申立期間当時の保険料の徴収方法について、「昭和 36 年度は市窓口等での印紙検認方式を採っており、区役所又は小学校、公民館等における出張検認の際に 1 年分の保険料を納付することは可能であり、また、37 年 11 月からは集金人（国民年金推進員）が戸別訪問により 3 か月ごとに保険料を徴収する方式に変更したが、37 年度の現年度保険料は集金人に納付することは可能であった。」としており、申立人の記憶する保険料の徴収方法は、同市の同年度の徴収方法と一致している上、夫婦一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみが申立期間について未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

昭和47年5月に第三子が生まれ、児童手当を受給するためA町役場を訪れた際、担当者から、国民年金への加入を強く勧められた。第一子が生まれた昭和44年度までさかのぼって、保険料を納付するように促されたので、夫婦で相談し、同居の母親から借金をし、町役場で加入手続をして、申立期間だけではなく、47年度の保険料も納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月に第三子が生まれた後に、夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、夫婦の加入手続は同年6月に行われたことが推認でき、その時点では、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能である。

また、申立人は、夫婦共に第一子が生まれた昭和44年度までさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、夫婦は特例納付が可能な強制加入として昭和44年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しているほか、夫婦共に申立期間以外に未納は無い。

さらに、申立人の母親に4万円から5万円を借用して申立期間と昭和47年度の国民年金保険料を併せて納付したとする申立人の説明は具体的である上、その額は、夫婦の申立期間の保険料（特例納付保険料及び過年度保険料）と47年度の現年度保険料の合計額4万3,800円とほぼ一致するほか、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）により、同年度の保険料が現年度納付されたことも確認できる。

加えて、申立人は、児童手当の受給手続のために町役場を訪れた際に国民年

金の加入を勧奨されたとしているが、A町では、児童手当の窓口で加入している年金制度を確認することはあるとしており、申立人の説明に不自然な点はみられない。

一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所について、A町役場の国民年金担当課窓口か金融機関とするなど記憶があいまいな点があるほか、同町では国庫金（特例納付保険料、過年度保険料）を扱っていなかったとしている。

しかし、A町では、過年度納付書を発行することはあったとしていること、及び町役場近隣に国庫金の収納が可能な金融機関が存在していたことを考慮すれば、申立人の説明が著しく不合理とは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

昭和47年5月に第三子が生まれ、夫が児童手当を受給するためA町役場を訪れた際、担当者から、国民年金への加入を強く勧められた。第一子が生まれた昭和44年度までさかのぼって、保険料を納付するように促されたので、夫婦で相談し、同居の夫の母親から借金をし、町役場で加入手続をして、申立期間だけではなく、47年度の保険料も納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の夫は、昭和47年5月に第三子が生まれた後に、夫婦の加入手続を行ったとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、夫婦の加入手続は同年6月に行われたことが推認でき、その時点では、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能である。

また、申立人の夫は、夫婦共に第一子が生まれた昭和44年度までさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、夫婦は特例納付が可能な強制加入として昭和44年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しているほか、夫婦共に申立期間以外に未納は無い。

さらに、申立人の夫の母親に4万円から5万円を借用して申立期間と昭和47年度の国民年金保険料を併せて納付したとする申立人の夫の説明は具体的である上、その額は、夫婦の申立期間の保険料（特例納付保険料及び過年度保険料）と47年度の現年度保険料の合計額4万3,800円とほぼ一致するほか、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）により、同年度の保険料が現年度納付されたことも確認できる。

加えて、申立人の夫は、児童手当の受給手続のために町役場を訪れた際に国民年金の加入を勧奨されたとしているが、A町では、児童手当の窓口で加入している年金制度を確認することはあるとしており、申立人の夫の説明に不自然な点はみられない。

一方、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料の納付場所について、A町役場の国民年金担当課窓口か金融機関とするなど記憶があいまいな点があるほか、同町では国庫金（特例納付保険料、過年度保険料）を扱っていなかったとしている。

しかし、A町では、過年度納付書を発行することはあったとしていること、及び町役場近隣に国庫金の収納が可能な金融機関が存在していたことを考慮すれば、申立人の夫の説明が著しく不合理とは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで

私は、昭和23年8月11日から平成5年3月31日まで継続してA社に勤務していた。同社のC支店からB支店へ転勤した時に一月の期間相違があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から29年2月27日まで

夫は、昭和15年6月7日から54年3月9日まで、B社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。B社からA社に出向した際、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及びB社の出向辞令書により、申立人は、同社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和28年7月1日にB社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、厚生年金保険の資格取得日について、昭和28年7月1日として届け出るべきところを29年2月27日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年7月から29年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日及び44年3月1日に訂正するとともに、申立人のB社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を同年8月22日及び同年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、43年8月から44年2月までを3万3,000円、同年8月を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月1日から44年3月1日まで
② 昭和44年8月22日から同年9月30日まで

A社には、昭和43年8月1日から44年2月末まで勤務していた。仕事内容は繊維製品の製造販売だった。

B社には、短期間の勤務であったが、両社ともに給与明細があり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、昭和43年8月1日から44年2月28日までA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間中の昭和44年1月24日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しているところ、同社の商業登記簿は確認できないものの、当初、同社は42年3月1日に法人として社会保険

事務所に適用事業所の届出がなされている上、申立人及び同僚は、44年2月ごろには十数人の社員がおり、営業を行っていたと証言していることから、同社は全喪後の申立期間においても、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社の当時の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したか否かについては不明としているが、被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月から44年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和44年8月22日から同年9月30日までB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続の準備をしていたが、準備途中に申立人は退社したため、被保険者資格の取得の届出は行っていないと、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年10月21日）及び資格取得日（29年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月21日から29年1月1日まで
ねんきん特別便によれば、昭和28年10月21日から29年1月1日までの期間が欠落しているが、私は27年3月13日にA社に入社し、平成2年6月21日まで一貫して同社に勤務しており、途中での入退社は無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において、昭和27年3月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年10月21日に資格を喪失後、29年1月1日に再度資格を取得しており、28年10月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録、申立人から提出されたA健康保険組合の健康保険資格喪失証明書、退職者一覧台帳、A社から提出された社員プロフィール及び福祉年金申込書により、申立人がA社に昭和27年3月13日に入社し、平成2年6月20日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している同僚は、申立人が申立期間において、A社B支店に継続して勤務しており、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無く、申立人と仕事内容も同じであったと証言しているところ、申立人と同時期に入社した複数の同僚は、申立期間において、

厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、A社の社内文書及び社員給与規定には、社会保険料の本人負担分を給与から控除する旨の記載があり、同社は、「申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が11年5月16日とされ、同年2月17日から同年5月16日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年5月16日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月17日から同年5月16日まで
ねんきん特別便により、申立期間はA社に勤めていた期間であったのに、同社の手続誤りのため資格が無いことが判明した。

A社は、資格喪失日の訂正届を社会保険事務所へ提出し、受理されたとのことだが、2年以上さかのぼっての訂正のため、年金額に反映されるよう申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録については、事業主から提出された訂正届により、平成20年12月15日付けで、11年2月17日から同年5月16日まで厚生年金保険の被保険者であったと認められ、これに基づき申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。

ただし、当該記録訂正は、保険者により申立人の申立期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、

当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないこととされている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、平成11年2月17日から同年5月16日までの申立期間について、年金記録の確認を求めているものであるが、A社から提出を受けた賃金台帳及び出勤簿によれば、申立人は申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、資格喪失日について手続を誤ったとしており、事業主は、平成11年2月17日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日は、昭和35年4月1日及び36年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までは2万2,000円、同年8月から36年5月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年5月21日まで

私は、A社に昭和29年4月8日に入社し、定年まで勤めており、その間、保険料を支払わなかったことは無い。社会保険事務所の回答によると、被保険者期間が欠けているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日欄に健康保険整理番号が1番前の者と同じ生年月日が記入され、厚生年金保険被保険者記号番号が1番異なっている記録（昭和35年4月1日に資格取得、36年6月1日に資格喪失。）が、基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、A社から提出を受けた在籍証明書、辞令交付原簿及び雇用保険の記録によると、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和35年4月1日、資格喪失日は36年6月1日であると認められる。（ただし、申立人は、次の事業所において同年5月21日から被保険者資格を取得している。）

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和35年4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までは2万2,000円、同年8月から36年5月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年12月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、同年12月から38年9月までは7,000円、同年10月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月25日から38年11月11日まで
② 昭和39年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、申立期間については、A社における被保険者記録が無いことが分かった。

私は、B社に住み込みで勤務し、同社の次に勤務したA社、その次に勤務したC社も住み込みで勤務したので、B社とA社の間の申立期間①、A社とC社の間の申立期間②について、空白期間は無いはずである。

給与明細書等保険料控除を証明できるものは残っていないが、A社では三輪トラックの運転手として勤務し、保険料も控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和38年8月に喪失している二人の同僚が申立人を記憶している上、同年9月に被保険者資格を喪失している同僚一人を申立人が記憶していることから、申立人が同社における資格取得日とされている同年11月11日より前から同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、A社における入社時期に係る具体的な記憶は無いものの、「B社では、会社の寮に住み込みで働き、A社でも同様に住み込みであったため、B社とA社との間に空白期間は無いはずである。」と主張しているところ、複数の同僚が「申立人は会社の寮に住み込みで勤務していた。」と証言してい

る上、このうち、昭和37年8月に被保険者資格を取得している同僚が「申立人は同年11月以降に入社し、自分の運転助手をしていた。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している5人の同僚に加え、当該同僚が記憶していた同僚4人の計9人の同僚は、社会保険事務所の記録によると、いずれもA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、このうち意見聴取できた6人の同僚のうち5人は、いずれも「A社では、パート・アルバイトの雇用形態は無く、職種にかかわらず、就業期間中は常に厚生年金保険の被保険者であったと思われる。」と証言している。

加えて、当該6人の同僚のうち2人は、試用期間は無かったと証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚には、A社と前事業所との間に厚生年金保険被保険者記録の空白期間は無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和37年12月25日からA社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和38年11月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、37年12月から38年9月までは7,000円、同年10月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人の申立てのとおり被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和38年11月11日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年12月から38年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和39年8月末日までA社に勤務していたと主張しているが、同社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者にも聴取しても、申立人が同年8月末日まで同社に継続して勤務し、同年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

また、A社における同僚の被保険者資格の喪失記録によると、申立人以外にも月末を資格喪失日とされている者が少なくないことから、申立人の資格喪失日が月末とされていることに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和29年7月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和43年2月29日)及び資格取得日(同年6月1日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月31日から29年4月1日までのうち半年程度
② 昭和29年4月1日から同年12月1日
③ 昭和43年2月29日から同年6月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①、②及び③が空白期間となっていることが分かった。

しかし、私は、申立期間①のうち、半年程度の期間はC社で経理担当として勤務し、その後、申立期間②において、昭和29年4月にD社に入社した記憶があるので、申立期間①及び②が空白となっているのは納得できない。

また、私は、申立期間③において、昭和42年11月から62年3月までB社で継続して勤務しており、途中で休職したり、他社に出向した記憶は無いので、申立期間③が空白となっているのは納得できない。

したがって、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が申立期間①において勤務していたと主張しているC社については、社会保険事務所の記録によると、申立期間より後の昭和63年4月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかし、申立人が「C社の勤務中にE市F区内の事業所に派遣されていた。」と記憶していたことから、同区を管轄する社会保険事務所管内の適用事業所における被保険者記録を検索したところ、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名及び同一生年月日の者が昭和29年7月1日に資格取得し、同年11月1日に資格喪失している被保険者記録が確認できる上、当該被保険者記録は、オンライン記録では申立人の姓と一文字異なった姓が入力されており、基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっている。

また、申立期間当時にA社の役員であった者は、同社はC社に事務委託していたことがあると証言している。

さらに、申立人は、C社から派遣された派遣先の事業所名については記憶していないものの、所在地を覚えており、その所在地は、A社の住所と符合する。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和29年7月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人の社会保険事務所の記録では、B社において昭和42年11月6日に厚生年金保険の資格を取得し、43年2月29日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、同年2月から同年5月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、B社の事業主及び申立期間当時の上司の証言並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が勤務していたとするC社は、上述のとおり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人も、A社以外の事業所に派遣された記憶は無いとしていることから、C社の指示により同社以外の厚生年金保険の適用事業所に勤務していた可能性はうかがえない。

また、申立期間②については、申立人はD社に勤務していたと主張しているが、上述のとおり、申立期間②のうち、昭和29年7月1日から同年11月1日までの期間は、C社から派遣されて勤務していたA社における被保険者期間であると認められるところ、それより前の期間である同年4月1日から同年7月1日までの期間にD社に勤務していたとは考え難い。

さらに、申立期間②のうち、昭和29年11月1日から同年12月1日までの期間について、D社は既に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、申立期間当時の事業主も死亡しているため、当該期間における申立てに係る事実を確認することはできない上、申立人が記憶している二人の同僚に照会したが、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①並びに申立期間②のうち、昭和29年4月から同年6月までの期間及び同年11月について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月まで

私は、A社B支店に昭和 42 年 3 月 4 日から平成 6 年 4 月 1 日まで勤務していた。

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 32 万円となっており、実際の給与額よりも低く記録されていることに納得がいかない。申立期間における報酬月額が分かる月俸通知書の保管があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された月俸通知に記載された報酬月額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録された標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる上、社会保険事務所で記録された申立期間前後の標準報酬月額は、当該月俸通知の報酬月額にほぼ見合ったものとなっていることが確認できる。

また、A社B支店から提出された人事履歴記録及び同社の人事担当者の証言によれば、申立人は、同社同支店に勤務した期間について、賞罰・降格及び長期休暇等は無く、申立期間及びその前後の期間において職務履歴に変更は無かったことが確認できる。

さらに、申立人とほぼ同時期にA社B支店に入社し、申立期間当時において、同一部署で同一職務に従事していた同僚は、「申立期間当時、申立人は自分と

同じ部内で同じ職務に従事していた。1年だけ給与額が下がったとは考えられない。」旨を証言している。

加えて、当該同僚から提出された給与明細書によれば、当該同僚の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録された標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立期間当時の標準報酬月額が不自然に引き下げられた形跡はみられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、月俸通知に記載された報酬月額（月俸額）から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、月俸通知において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、月俸通知において確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から29年7月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、年金として支給されないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年9か月後の昭和32年3月30日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と959円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの期間については、国民年金被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

私は、昭和59年2月3日、A市B区役所に、国民年金の任意加入資格喪失申出書に年金手帳記号番号、住所、氏名の記載と共に捺印の上、同申出書を提出したとして同区役所保管の国民年金被保険者名簿に記載されているようであるが、こうした事実は存在しない。

また、これに基づいて社会保険庁保存記録（被保険者台帳のマイクロフィルム）にも誤った記載がなされ、その情報を社会保険庁のオンライン・コンピュータに吸い上げた記録である国民年金納付記録（オンライン記録）にも同様の誤った記載がなされた。

B区役所の国民年金被保険者名簿、社会保険庁の保存記録（被保険者台帳のマイクロフィルム）及び国民年金納付記録（オンライン記録）の三者の、事実と異なる記載を直ちに訂正していただきたく本申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年2月3日の被保険者資格の喪失について、自身で喪失届を行った記憶は無く、同日付けで被保険者資格を喪失したとされたのは誤った処理であるとして記録の訂正を求めている。

しかしながら、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、昭和59年2月2日に申立人の任意加入被保険者資格の喪失の申出が行われたことが確認でき、この当時、申立人の夫が共済組合の組合員であり、申立人はその配偶者で国民年金の任意加入対象者であったことから、喪失の申出が行われた日の翌日が資格喪失日とされている記録は、国民年金制度の被保険者資格喪失時の取扱いからみて妥当であるほか、申立人が所持する年金手帳に記載された資格喪失

日の記録もこれと一致する。

また、A市が保管する保険料の納付記録によると、申立人の昭和59年1月の保険料について、同年2月2日に同市の機関（区役所、支所等）で現年度納付されたことが確認できるが、同日は、申立人の任意加入被保険者資格の喪失の申出が行われたとされる日と一致していることから、同市が申立人の任意加入被保険者資格の喪失の申出を受理するとともに、保険料納付の清算として最終月である同年1月分のみの納付書を交付し、これにより同年1月の保険料の納付が行われたとしても不合理とは言えない。

これら申立人の昭和59年2月3日の被保険者資格喪失に係る事務処理状況からは、A市が誤った事務処理を行ったことをうかがわせるような事情は見当たらないほか、同市が、特に申立人について喪失の申出を受けること無く喪失の処理を行う理由も見当たらない。

さらに、申立人に対しては、申立期間のうち、昭和59年度及び60年度の納付書が送付されなかったものと推認できるところ、申立人からは、納付書の未送付について、その当時問題意識を持っていたことをうかがわせる証言は無く、保険料を納付できなくなっていた状態（被保険者資格を喪失した状態）を申立人が受容していたとも考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において国民年金被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年3月までの期間及び平成12年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から50年3月まで
② 平成12年2月

時期は明確ではないが、国民年金加入手続後、それまでの国民年金保険料の未納分の納付書が社会保険事務所から送られてきて、3回に分けて納めた。

また、平成12年2月ごろは、夫婦一緒に付加保険料を含めて国民年金保険料を口座振替により納付しており、妻が納付済みで私の1か月分のみが未納はあり得ないので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月ごろに払い出されていることから、申立人は、このころ国民年金加入手続を行ったものと推定され、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、第3回特例納付（53年7月から55年6月まで実施。）によりさかのぼって納付するしか方法は無かったことになる。

一方、申立人は、国民年金加入後、それまでの未納分の保険料3万円を3回に分けて納付したとしているが、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する被保険者名簿によれば、申立人が昭和52年7月ごろ行ったとみられる国民年金加入手続の時点において時効前であった昭和50年度及び51年度の保険料を3回（52年10月、同年11月及び53年3月）に分けて過年度納付したとされている上、この2年間分の保険料の合計額も3万円であり、申立人が納付したとする金額と一致している。このことから、申立人が国民年金加入後に行ったとする過去の未納保険料の納付に関する記憶は、申立期間①の保険料の納付に関する記憶ではな

く、上記のとおり、50年度及び51年度の保険料を3回に分けて過年度納付した記憶であるとするのが自然である。

さらに、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付する場合に必要な保険料額は28万円であり、申立人が申立期間①について納付したとする保険料額3万円とは大きく乖離する。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたB銀行の「預金取引明細表」から、申立人は、申立人の当座預金から夫婦分の国民年金保険料を口座振替により納付していたが、申立期間②については、口座残高不足により納付できなかったことが確認できる。

また、A市によれば、当時、口座振替ができなかった場合、翌月に当該被保険者に対して口座振替ができなかった旨の通知及び当該月分の納付書（付加保険料を含む。）を郵送していたとしており、申立人は、これにより申立期間②の保険料を現年度納付することは可能であったとみられるが、申立人には納付書により同期間の保険料を納付したとの覚えは無い。その上、社会保険庁が保管する年金記録では、平成13年9月に過年度保険料の納付書が作成されたことが確認できるが、この納付書は、申立人が昭和50年4月以降、申立期間②を除き、保険料の未納は無いことからみて、申立期間②に係る納付書であったことは明らかであり、申立人が同市から送付されていた可能性がある納付書により申立期間②の保険料を現年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、上記のとおり、申立期間当時、口座振替により夫婦分の保険料を納付しており、納付書により申立期間②の保険料の納付を行った覚えは無い上、申立人から提出された平成13年及び14年分の確定申告書（控）の「社会保険料控除」欄に記載されている国民年金保険料額も、当時の夫婦二人の1年分の保険料合計額32万4,000円（夫婦のうち申立人のみ付加保険料を含む。）に一致していることから、申立期間②（納付期限は平成14年3月）の保険料が過年度納付されたとも考え難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年2月まで

「ねんきん特別便」で納付期間の内容を見て記憶を呼び起した。

私は20歳当時は大学生で、昭和38年の正月休みに帰省した時に、母親から「お前も20歳になったから年金を掛けておいてやるからな。」と言われていたのを思い出した。

母親は他界しており何の証拠も無いが、記憶には確信があり、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、同手続及び保険料の納付に関する具体的な状況は不明である。

また、申立人は、申立期間は学生であったため、同期間は国民年金の任意加入の対象となる期間であったほか、申立人自身も当時、国民年金には関心が無く、国民年金手帳を見たことも無かったとしている上、申立人の国民年金加入に関する記憶も、申立人が昭和38年の正月に帰省した時に、申立人の母親から「国民年金を掛けておいてやるからな。」との話を聞いた記憶のみであり、申立人の国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料の納付についてうかがい知ることは困難である。

さらに、社会保険庁が保管する年金記録上、申立人の最初の国民年金被保険者資格の取得は平成14年8月とされており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡等、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は申立期間当時、国民

年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から51年1月まで

私は申立期間当時、A市B区のC団体の寮に入寮した。その後、4年目に寮を出て、30歳になって結婚するまでは同市D区に、また、結婚後は同市E区に居住したが、同市D区に居住していたころに国民年金保険料を同区内の銀行で一括して20万円くらい支払った記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続をどのように行ったかについてよく覚えていないとしているが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月にF市で払い出されており、このころ行われたとみられる国民年金被保険者資格取得手続により、申立人は同年2月に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことがうかがわれる。

また、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和62年1月に、それまでの51年2月17日から44年8月14日に変更（訂正）されており、これにより、申立期間は国民年金被保険者資格期間かつ未納期間となったことが確認できる。その上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、上記記録の変更（訂正）が行われるまで、申立期間は未加入期間とされていたことになり、同期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、さかのぼって申立期間の保険料を20万円ぐらい納付したと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われた

とみられる昭和 51 年 2 月以降で、申立期間の保険料をさかのぼって納付するには第 3 回特例納付（53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施。）を利用するしか無かったが、前述のとおり、同特例納付実施期間中、申立人は申立期間については国民年金には未加入とされていたとみられるほか、申立人自身も当時実施されていた同特例納付については知らなかったとしており、申立期間の保険料を同特例納付により納付する場合に必要な金額 31 万 2,000 円も申立人が記憶する納付金額とは乖離^{かいり}している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1640

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月

会社を辞めた後、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したはずであるので、空白の期間が1か月間あるのは納付できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、国民年金の加入手続を行った場所、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等についての記憶が無く、同手続及び申立期間の保険料の納付に関する具体的状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和60年3月ごろとみられること、及び申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は同年1月25日とされていることから、申立人は、申立期間においては国民年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付をうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1641

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで
就職を機会に国民年金に加入しようと思っていた。加入手続は行わなかったが、昭和61年4月ごろ、A市から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、それで毎月納めていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年9月12日に払い出されており、このころ申立人の国民年金加入手続が行われ、20歳到達時の57年7月までさかのぼって被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このことは、A市の国民年金受付処理簿の申立人の受付日欄の日付が63年8月26日となっていることとも符合する。このため、申立人は、同年7月までは国民年金に未加入であったことから納付書は発行されず、保険料の納付は行い得なかったものとする。

また、申立人は、A市から送付された納付書により毎月保険料を納付したとしていることから、申立人の主張は申立期間の保険料を現年度納付していたものと考えられるが、同市の国民年金受付処理簿の受付日を基準とすると、申立期間のうち、時効により保険料が納付できない期間を除く昭和61年7月から62年3月までの期間は過年度納付となることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人には加入手続を行った記憶が無いなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から45年3月まで

私は、昭和40年ごろにA市B区役所で国民年金の任意加入の手続をした。保険料は毎月来ていた集金人に現金で納め、国民年金手帳に印を押してもらった。納付を証明するものは無いが、21年間納付した記憶があり、途中で未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月23日に払い出されており、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時点を基準とすると、申立期間のうち41年6月から44年6月までの期間は、特例納付によるほかは時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を毎月集金人に現金で納付したとしており、昭和44年7月から45年3月までの保険料は過年度納付は可能であるものの、A市では集金人は過年度保険料を取り扱っていない上、申立人の被保険者台帳を見ると、同年5月から46年10月までの保険料が第2回特例納付実施期間の50年11月5日に、40年6月から41年5月までの保険料が第3回特例納付実施期間の54年から55年にかけて1か月ずつ順次、それぞれ特例納付されていることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から62年12月まで
昭和63年1月の保険料を納付した時、それ以前の未納分32か月分の保険料約24万円を一括で納付したはずであり、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、一括で納付したとする国民年金保険料額は記憶しているものの、当該保険料を納付した者、納付場所及び納付方法についての記憶が明確ではない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月21日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られないことから、申立人はこのころに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。申立人は昭和63年1月に一括で保険料を納付したとしているが、この加入手続時期を基準とすると、同年1月の時点では申立人は国民年金未加入となることから、申立期間の保険料を納付したとは考え難いほか、平成2年2月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年12月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から51年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私たち夫婦は、大衆料理店を開店した昭和44年4月ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。オレンジ色の国民年金手帳を交付された後、数か月分の保険料を納付したが、開店直後だったことからしばらく納付することができなかった。その後、いつごろか記憶に無いが、社会保険事務所から、「今6万8,000円ぐらいを一括納付すれば今までの未納分は解決しますよ。」と言われ、苦しい中で夫婦同時ではなかったが各々この金額を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から「夫婦各々一括して6万8,000円ぐらいを納付すれば、今までの未納が解決しますよ。」と言われて保険料を納付したとしているが、申立人は、当該保険料の納付時期、納付場所等納付状況に関する記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月24日にB区役所において夫婦連番で払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この払出日を基準にすると、申立人は、第3回特例納付（53年7月から55年6月まで実施。）により、申立期間の保険料を納付したと主張しているものと推認される。この第3回特例納付により、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は、40万8,000円となり、申立人夫婦がそれぞれ納付したと主張する保険料額とは乖離する。

さらに、申立人は、第3回特例納付期間当時は35歳未満であり、その後60歳の前月まで保険料を未納無く納付した場合、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要）が可能であったことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年12月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から51年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私たち夫婦は、大衆料理店を開店した昭和44年4月ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。オレンジ色の国民年金手帳を交付された後、数か月分の保険料を納付したが、開店直後だったことからしばらく納付することができなかった。その後、いつごろか記憶に無いが、社会保険事務所から、「今6万8,000円ぐらいを一括納付すれば今までの未納分は解決しますよ。」と言われ、苦しい中で夫婦同時ではなかったが各々この金額を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から「夫婦各々一括して6万8,000円ぐらいを納付すれば、今までの未納が解決しますよ。」と言われて保険料を納付したとしているが、申立人は、当該保険料の納付時期、納付場所等納付状況に関する記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月24日にB区役所において夫婦連番で払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この払出日を基準にすると、申立人は、第3回特例納付（53年7月から55年6月まで実施。）により、申立期間の保険料を納付したと主張しているものと推認される。この第3回特例納付により、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は、40万8,000円となり、申立人夫婦がそれぞれ納付したと主張する保険料額とは乖離する。

さらに、申立人は、第3回特例納付期間当時は35歳未満であり、その後60歳の前月まで保険料を未納無く納付した場合、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要）が可能であったことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年2月まで

社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金に未加入であったことになっているが、申立期間当初はA市からB町に転居した時期であり、私が同町で国民年金への加入手続をし、毎月保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月13日に払い出され、その資格取得日は同年3月1日とされており、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致することから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。当該資格取得日からすると、申立期間は国民年金未加入期間であるため、保険料を納付したとは考え難い。

また、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人は病気のため事情聴取できず、加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうちの5か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうちの12か月分の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年3月まで

私の国民年金加入手続や保険料納付はすべて妻が行っており、詳細は不明であるものの、現在所持している昭和41年4月11日発行の国民年金手帳において、資格取得日が37年11月1日とされているので、この時から保険料は納付していたはずである。

申立期間当時は、厚生年金保険被保険者期間であるため保険料が重複納付されていたはずだから、申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金に関する手続、保険料納付等はすべてその妻が行っていたとしており、妻が死亡しているため、申立期間の保険料の納付及び還付の状況を確認することはできない。

2 申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で昭和39年8月に払い出されており、申立人の妻は同月ごろに夫婦の国民年金加入手続を行ったものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である。

一方、社会保険庁の国民年金保険料還付整理簿には、昭和41年6月に申立人に保険料1,200円が還付されたこと、及びその還付事由は「資格取得年月日の誤り 37.11.1-39.4.1」であることが記載されている。このことから、申立期間17か月のうち12か月分の保険料（月額100円）が過年度納付されていたことは明らかであるが、残りの5か月分の保険料が納付されていたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、国民年金保険料還付整理簿には、申立人の妻も、申立人と同日に12か月分の保険料（1,200円）が還付されたこと、及びその還付事由は、申立人と同様であることが記載されている。このことは、申立人の妻も、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、うち12か月分の保険料が納付済み（後日に還付。）で、5か月分の保険料は未納と記録されていたことを示しており、これは申立人の記録と同様である。

- 3 上記のとおり、国民年金保険料還付整理簿には、申立期間のうち12か月分の保険料が還付されたことが記載されている。これは、いったん保険料が納付されたものの、後日になって当該期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したために還付されたものと考えられ、国民年金保険料還付整理簿にも、資格取得時期が昭和37年11月から39年4月に訂正されたために還付されたものであることが記載されているなど、保険料が還付されたことの事由に不自然な点は見られない。

また、国民年金保険料還付整理簿には、還付金額、還付事由と共に、還付決定日、還付金支払日等の事跡が明確に記載されており、その記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうちの5か月分の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうちの12か月分の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

私の国民年金加入手続や保険料の納付は亡き母親が行っていたため、その詳細については不明である。しかし、同時期に国民年金に加入していた母親及び妻の保険料は納付されているにもかかわらず、私の分のみ納付されていないのは考えられない。保険料はA町B地区の納税組合が管理しており、数か月に一度定められた納税日に母親が他の税金と一緒に納付しに行っていた。このため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親が既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号はA町において、昭和51年5月に払い出されたことが記載されており、申立人は申立期間当時から転居は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が唯一所持する年金手帳は、昭和49年11月に使用が開始された年金制度共通のものであり、このことは申立人の国民年金手帳記号番号が51年5月に払い出されたとの記録と符合するほか、申立人は、そのほかに国民年金手帳を見た覚えは無いとしている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和51年5月ごろに行われ、その際に、43年4月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間直後の昭和 49 年度及び 50 年度の国民年金保険料が昭和 51 年 11 月に過年度納付されたことが記載されている。このことから、申立人の国民年金加入手続が同年 5 月に行われ、その時点で時効とならず過年度納付可能であった期間の保険料を納付したと考えるのが自然であり、加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年3月まで

A市に住んでいた時に町内会の組長に勧められ、夫婦で国民年金の加入手続を行った。保険料の納付についての詳細な記憶は無いが、申立期間当時、私は国民年金保険料を納付しながら、パート勤めをしていた。私の在職中に勤務先が厚生年金保険の適用事業所となったが、昭和45年3月に退職した時点で、私は初めて厚生年金保険被保険者であったと知った。申立期間について国民年金保険料を納付していたはずなので納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、2回（昭和35年10月にA市で、45年4月にB市で）、国民年金手帳記号番号が払い出されている。申立人は、申立期間当時には、厚生年金保険被保険者であったことを知らず、国民年金保険料を納付し続けていたことから、1回目の国民年金手帳記号番号では、厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続を行っていなかったことになる。

しかし、社会保険庁が保管している2回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）では、1回目の国民年金手帳記号番号との重複整理統合を昭和54年に行った際に、1回目の国民年金手帳記号番号による年金記録から「36.4～42.5」の記録を転記したことが記載されている。このことから、1回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳に、申立期間の始期である42年6月に国民年金被保険者資格を喪失した旨の記載があったものと推認できる。この資格喪失以降、2回目の国民年金手帳記号番号が払い出されるまで、申立人が国民年金の資格の再取得手続を行った記録は無いことか

ら、申立期間当時は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の夫は、申立期間を含むA市在住時に国民年金保険料を納付しており、この年金記録は、昭和45年3月に夫婦がB市に転居後も引き継がれていることが、夫の被保険者台帳により確認できる。申立人が主張するように、申立人も申立期間当時に国民年金の資格喪失手続を行わず、保険料を納付していたのであれば、その年金記録は、夫と同様に同市への転居時に引き継がれ、2回目の国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったと考えられ、不自然である。

さらに、B市で2回目の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人の資格取得日は昭和45年4月とされており、同市に転居後に申立期間の保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、誰が、どのように納付していたのか覚えていないとしており、記憶が不明確である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から14年3月まで

私の元夫は、平成6年9月から障害基礎年金を受給し、国民年金保険料は法定免除とされていたが、二人で経営していた店はパート、アルバイトを入れて営業を続け、私は長年、事業専従者として140万円の給与所得があった。以前から生活状況に変わり無く、申立期間について免除申請をした記憶は無い。保険料は確かに納付していたはずなので、納付記録が8年間も全額免除となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の免除を申請したことは無く、保険料を納付していたとしている。

しかし、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住するA市の記録では共に、申立期間の保険料は申請免除と記録されているほか、社会保険庁の記録では、申立期間すべてについて免除申請日、免除期間、処理日が記録されており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間のうち、A市の国民年金オンラインシステムで保険料免除申請の状況が記録されるようになった平成12年度以降については、申立人への免除勧奨状の作成日、同市への免除申請日、社会保険庁への申請進達日、承認通知日が記録されているほか、申立期間直後の平成14年4月から15年6月までの保険料についても、免除申請があったが却下されたことが記録されている。

さらに、申立人の元夫も申立期間のうち、平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料は申請免除（同年9月以降は障害基礎年金受給により法定免除）と記録されており、ほかに申立人の申立期間の保険料が免除されていたことを疑わせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を月額 6,000 円から 9,000 円程度と記憶しているが、これは申立期間の保険料（月額 1 万 1,100 円から 1 万 3,300 円）とは異なり、納付済みと記録されている期間のうち昭和 59 年度から平成 4 年度までの保険料（6,220 円から 9,700 円）とほぼ合致する。

このほか、申立人が提出したその元夫の平成 6 年及び 7 年分の確定申告書（控）並びに申立人の平成 13 年度及び 14 年度の市民税・県民税証明書（12 年及び 13 年の所得控除額を記載。）には、申立人が納付したとする国民年金保険料相当額は計上されておらず、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月及び同年10月

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が絶対納付していたと思うので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及びA市が保管する申立人の被保険者名簿では共に、従来、申立人の国民年金の資格は、昭和40年1月喪失、44年4月再取得とされていた。申立人が申立期間当時に使用していた国民年金手帳でも、40年1月の資格喪失以降、資格を再取得した記載は無く、申立期間の国民年金の資格は平成20年9月の資格記録の訂正処理（昭和40年6月再取得、同年11月喪失）により追加で記録されたものである。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、申立期間に挟まれる昭和40年7月から同年9月までの国民年金保険料については、従来、未納と記録されていたが、上記の資格記録の訂正処理と同日に納付と訂正されている。納付記録が訂正された理由は、申立人の国民年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄に検認印が押されていたため（印紙検認台紙も印紙が貼付され^{ちょうふ}切り取られないまま残存。）である。これは、集金人が申立人の妻の保険料を集金した際に、当時、国民年金に加入していなかった申立人の保険料も集金したためと考えられるが、申立期間については、妻の国民年金手帳には検認印が押されているものの、申立人の国民年金手帳には検認印は押されていない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が集金されなかった理由について、昭和40年6月分については、申立人は同年6月21日に厚生年金保険被保険者資格

を喪失し、同月は国民年金に加入すべき期間となるが、加入手続が適正に行われなかったため、集金人が同月を保険料の納付対象期間として把握できなかった可能性がある。同年10月分については、申立人の妻が同月の保険料を納付した41年2月の時点では、申立人は厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、記録上、国民年金に未加入であった申立人に係る同月の保険料の納付について、申立人の妻から納付の申出が無かった可能性が考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が病気のため、申立期間当時の保険料納付の状況等について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から60年9月まで

私は外国籍のため国民年金に加入できなかったが、昭和57年1月ごろだったと思うが、加入できる旨の通知が届いたので、喜んで加入した。加入後は、送られてくる納付書で、A町役場又は郵便局・金融機関で保険料を納付した。未納にした覚えは無いので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期は昭和57年1月ごろだったと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は62年11月に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険被保険者であったため、申立人のみが国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の夫が昭和49年11月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再び同資格を取得したのは58年11月であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする57年1月ごろには夫は厚生年金保険被保険者ではない。

これらのことから、申立人の国民年金加入手続は昭和62年11月ごろに行われ、その際に、日本国籍以外の本邦在住者が国民年金の適用対象とされた57年1月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立人は、申立期間当時には国民年金に加入しておらず、未加入者に納付書を送付されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和60年10月の国民年金保険料から納付済みと記録されている。これは、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される62年

11月の時点で、時効とならず納付可能であった期間の保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然であり、それ以前の期間である申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立期間は45か月と長期に及ぶが、その間の国民年金保険料の納付方法について、申立人は、納付書により金融機関等で納付したとするのみで、納付場所、保険料額等に関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1550

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月11日から45年4月1日まで
② 昭和45年9月8日から同年10月4日まで
③ 昭和46年2月16日から47年4月15日まで
④ 昭和47年4月15日から48年1月11日まで

私は、A社を退職した後、脱退手当金を請求したが、途中で当該請求を取り消している。

その後、手違いで脱退手当金が支給されたが、私は、当該受領額を社会保険事務所に返納しており、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の支給事実を確認した後に社会保険事務所を訪れたとしていることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していることは明らかである。

また、申立人は、脱退手当金を請求したものの、直後に義父が請求手続きを取り消したとしているが、厚生年金保険脱退手当金裁定同等に、当該取消しに係る進達記録等を確認することはできない上、申立人が、脱退手当金に係る受領額を返納したとする社会保険事務所は、当該脱退手当金の裁定庁ではなく、当該手続きを脱退手当金の裁定取消しに伴う返納であったとする申立人の主張は、不自然である。

さらに、申立人のA社に係る被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該支給に係る裁定請求書等の保管があり、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 58 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 12 月 1 日に A 社へ入社し、58 年 4 月 11 日に退職したが、厚生年金保険被保険者記録は同年 2 月及び 3 月分しか無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の在職証明書により、申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、社会保険事務所は申立人の当該記号番号の払出しを昭和 58 年 2 月 23 日に行っていることが確認でき、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとは考え難い。

また、当時の同僚は、「事業主から、申立人は当分の間、非正規社員として雇用する旨、聞いた記憶がある。」と証言している。

さらに、当時の事業主及び経理担当者は重病のために証言を得ることができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 12 月ごろまで

私の厚生年金保険被保険者記録は、A社に勤務していた期間のうち、商号がB社に変更された昭和 38 年 9 月以降の記録が無い。

しかし、私は、商号変更後のB社で整備士の免許を取得しており、整備士試験の受験に当たっては3年間の実務経験が必要であることから、A社の被保険者記録(33 か月)のみでは、免許の受験資格を得られないため、B社に勤務していたことがこれにより証明できる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人は、昭和 38 年 9 月 1 日にC社の厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に喪失していることから、申立期間の一部は、申立内容とは異なり、別の事業所であるC社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険整理番号の前後各 10 人(計 20 人)の同僚について、同社からB社へ商号変更した後における厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、9人が変更時(昭和 38 年 9 月 10 日)に勤務しており、全員にB社の被保険者記録があることから、変更時に申立人は勤務していなかったものと認められる。

さらに、当時の同僚は、申立人のことを記憶しているものの、申立人がいつ退職したかについてまでは覚えていないとしており、申立人の申立期間におけるB社での勤務実態を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人は、整備士免許の受験には3年間の実務経験が必要であった

と述べているため、この点について、D県自動車整備振興会に必要な実務経験年数を確認したところ、申立期間当時は、実務経験は2年で足り、3年間も必要ではないことが判明した。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年6月ごろまで

私は申立期間にA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、同僚には厚生年金保険の被保険者記録があり、私だけ記録が無いということは不自然で納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認することができる。

しかし、当時の同僚18人(申立人から資料の提出があった同僚12人及び当委員会が抽出した同僚6人)を調査したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している5人を除く13人について、入社と同時に被保険者資格を取得した者は1人のみで、入社から一定期間経過後に被保険者資格を取得した者は6人、同社において被保険者資格の取得を確認できなかった者が3人(申立人から資料の提出のあった同僚のうちの3人)、死亡等により入社時期を確認できなかった者が3人となっており、当時、同社はすべての社員について必ずしも厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況が認められる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年1月1日から申立期間を含む33年9月10日までの間に申立人の氏名は無く、その間の健康保険整理番号(B番からC番まで)に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、A社は既に全喪しており、当時の人事記録及び賃金台帳等を確認す

ることができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 57 年 9 月 1 日となっているが、雇用保険の離職日は、同年 9 月 30 日であり、同日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書における離職日及び申立人が保管している年金手帳における資格喪失日（同社のゴム印が押印。）は、共に昭和 57 年 9 月 30 日と記載されており、申立人が同日まで同社に勤務していたと推認することができる。

しかし、A社が保管している申立人の運転者台帳には、「57. 8. 31」の記載があり、同社の事業主は、「当該日付を退職日として扱ったため、昭和 57 年 9 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として処理した。」としている。

また、A社から取り寄せた複数の同僚の運転者台帳によると、同僚も同じ形式で退職日が記載されていることが確認できる上、社会保険庁の記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、運転者台帳に記載された退職日の翌日であることから、当該運転者台帳の記載には信憑性^{しんぴょうせい}が認められる。

これらのことから、A社では、昭和 57 年 9 月 1 日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として取り扱い、同年 9 月の厚生年金保険料を申立人の給与から控除しなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 5 月 8 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 39 年 5 月 8 日となっているが、申立期間にも、日曜日を除き 8 時から 17 時まで B 支店で働いており、多分この間にも厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。38 年に一緒に働いていた人には厚生年金保険の被保険者記録があるので、私の現在の記録は間違っていると思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社において、健康保険整理番号が申立人の前後の同僚 57 人の中で、連絡が取れた 9 人のうち 4 人は、本人の記憶する入社時期が厚生年金保険被保険者資格の取得時期と相違していることから、同社では、すべての社員について採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させてはいなかったと考えられる。

また、A 社は、「申立期間の厚生年金保険被保険者資格の関連資料を確認したところ、申立人の名前は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間は、社会保険庁の記録のとおりである。」としている。

さらに、申立人は、申立期間当時、健康保険証を使用して歯科に通院していたとしているが、その病院名及び所在地についての記憶は曖昧であり、通院の記録を確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

このほか、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 11 月 15 日まで

私は、昭和 19 年 10 月以前から A 社の B 工場に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 20 年 11 月 15 日になっているので、申立期間の調査をし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 21 年 2 月 10 日に全喪しており、同社の事業主及び申立人と同日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人の親友 C 氏のいずれも既に死亡しているため、申立期間当時の詳細が不明である上、申立期間に同社での被保険者記録が確認できる同僚 14 人に照会したが、申立人を記憶しているとの証言は得られなかった。

また、A 社の事業主の長男は、「B 工場は、A 社とは別に父親が個人事業として行っていたので、同工場で働く者については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと思う。」と証言している。

さらに、A 社の事業主が個人経営する B 工場は、厚生年金保険の適用事業所としての存在が確認できず、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険労働者年金被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

A社における資格喪失日が昭和 54 年 4 月 29 日になっているが、私は、同年 4 月 30 日に退職したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和54年4月29日になっているが、申立人は、翌30日に退職したので、同年5月1日が資格喪失日であると主張しているところ、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社の年金事務を担当していた社会保険労務士（以下「社労士」という。）が同年5月2日に、同年4月28日退職、翌29日資格喪失とする届出を社会保険事務所に提出している上、同通知書に、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」と記載されていること、及び社会保険事務所において同日付けで受け付けられたことが確認できる。

また、A社は、「社会保険の事務手続については、従前から社労士に委託しているが、当時の社労士は既に死亡しており確認できないため、不明である。」と回答している。

さらに、雇用保険の離職日は昭和54年4月28日となっており、厚生年金保険の資格喪失日（同年4月29日）と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 12 年 5 月 21 日まで

平成 7 年 10 月に知人の紹介で、営業の業務全般の管理ということで A 社に入社した。年金問題もあり記録を確認したところ、当時の毎月の給与総額が 31 万円ぐらいであったのに、社会保険庁の報酬月額は 15 万円となっている。

当時は、会社の経営も厳しく、保険料の滞納や給与の遅配もあり、社会保険事務所の指示もあって、保険料を半額にしたと思われる。その後、会社は破産し、経理、会計の責任者であった社長のおばも死亡した。

書類等はないが、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた平成 11 年 1 月から 12 年 5 月までの給与明細書によると、申立人は当該期間において、15 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致する。

また、平成 9 年分及び 10 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに雇用保険料概算額の合計額とおおむね一致する。

さらに、同僚は、「事業所は社会保険料の負担軽減のため、給与の総支給額より低い金額で標準報酬月額を算定し、社会保険事務所に届け出た。」と証言している上、社会保険庁の記録において、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない。

加えて、申立期間のうち、平成 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間に

ついて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 20 日から 45 年 9 月 10 日まで

私はA社に昭和 42 年 4 月に入社し、入社後、海外勤務を命ぜられ 3 年間赴任した。

海外赴任中の給与は国内手当と海外滞在費を合わせて 19 万円を支給されていた。

しかし、海外赴任中の厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額は、国内手当分に相当する標準報酬月額になっている。海外赴任をしていたこと及び申立期間は 19 万円を支給されていたことは確かなので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において、昭和42年4月1日に資格取得し、53年12月16日に資格喪失しており、申立期間についても被保険者記録が継続していることが確認できる上、申立人から提出された学生証及び国際免許証の写し並びに同僚の証言等から判断して、申立人が申立期間当時に外国に滞在していたことが確認できることから、申立人が同社の命により、海外に赴任していたことについては推認できる。

しかし、A社には、申立期間当時の人事記録をはじめ、申立人の渡航に係る関連資料など、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を裏付ける関連資料は無い。

また、申立人は、海外赴任中の給与が国内手当と海外滞在費を合わせて 19 万円程度であったと主張しているが、申立期間当時の標準報酬月額の最高額は、昭和 40 年 5 月から 44 年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から 46 年 10 月までは

10万円とされており、仮に、申立人がその主張のと通りの給与の支給を受けていたとしても、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることはできない。

さらに、当時の事務担当者は、「当時、会社が給与として計上していた金額は、社会保険事務所に届け出ている金額（標準報酬月額）であったと記憶している。」と証言しており、当時、A社では海外赴任者について、国内手当分の給与に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ているものと推認される。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月16日から24年7月25日まで

私は、学校卒業後、学校の紹介で翌日からA社に勤務し、設計の仕事をしてきた。また、当時は会社の寮に入っていたことを記憶している。それにもかかわらず、同社での厚生年金保険の記録は昭和24年7月25日からになっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している同社設立に関する資料（以下「会社設立資料」という。）及び同設立資料により申立人と同時期に同社で勤務していたことが確認できる複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務（昭和23年6月15日までは同社の前身のA社に勤務。）していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるとともに、B社は昭和24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年2月まで、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、会社設立資料に記載されているB社設立時（昭和23年6月16日）の取締役及び申立人を含む社員、計28人について、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった24年3月1日の資格取得者は5人のみで、申立人と同日の同年7月25日の資格取得者が申立人を含め3人、25年5月から同年10月までの資格取得者が7人となっている上、被保険者資格が無い者も13人みられることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月17日から35年5月1日まで
② 昭和36年12月1日から37年2月1日まで

私は、昭和30年1月6日から35年4月までA社に、同年5月11日から37年1月までB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の記録が無く、空白となることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間にそれぞれA社及びB社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと主張しているが、申立人と同時期の昭和32年3月5日に同社の被保険者資格を喪失している申立人の妻は、「夫は、私が辞めた後にすぐに退職し、自営で陶器の仕事をしていた。」としているとともに、申立人の弟も申立期間①の当時は、「自営をしていた兄のもとで、仕事の手伝いをしていた。」としている。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立期間における申立てに係る事実を確認することはできない上、申立期間①において同社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

申立期間②については、申立人は、B社に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、申立人、申立人の妻及び申立人の弟は、いずれも昭和35年5月11日に同社において被保険者資格を取得し、36年12月1日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人の妻及び申

立人の弟は、3人が同日で退職したと証言している。

また、申立期間②においてB社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から38年4月1日まで

私は、昭和35年4月から38年3月までA大学に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間に同大学に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学が保管している人事記録によると、申立人は昭和35年4月から38年3月まで同大学に勤務していたことが認められる。

しかし、当該人事記録によると、申立人は、申立期間において国家公務員共済組合の組合員であったことが確認できるとともに、A大学退職後の昭和38年8月10日に同共済組合の加入期間について、退職一時金の支給を受けていることが確認できる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において国家公務員共済組合の組合員であり、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1565

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から59年9月1日まで

私は、A社で外務員として働いたが、給与は完全歩合制であった。入社してから4年から5年までは100万円以上の外務員報酬があったと思う。標準報酬月額が毎月8万円となっているのは納得できない。申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び経理担当者は、「当社の外務員の給与は完全歩合制であったので、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関しては、給与支払金額によらず、固定給与に基づき届出を行っていた。」と証言している。

また、申立人と同時期にA社において被保険者記録のある同僚11人のうち、6人が資格取得時から資格喪失時まで同じ標準報酬月額であり、2人も複数年にわたり同じ標準報酬月額であることが確認できることから、事業主及び経理担当者の証言のとおり、同社においては、外務員に係る標準報酬月額は、固定給与に基づき決定されていたものと考えられる。

さらに、A社は、申立期間における関連資料は事業所解散のため保存されていないと説明している。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、厚生年金保険料控除額についての記憶が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月から27年3月まで
② 昭和27年8月から28年6月まで

私は、A社に昭和26年3月に入社し、平成5年3月に定年退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録が無い申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A社において昭和28年2月1日に資格取得していることから、申立期間②の一部を含む同日以降の期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元事業主は、「当社は全喪しており、当時の資料は保存が無く、申立人が申立期間に当社に勤務したか否かは不明である。」と回答しており、申立ての事実をうかがわせる証言等を得ることができない。

また、社会保険庁が保管している申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、同社において昭和27年4月3日に資格取得、同年8月10日に資格を喪失後、28年7月1日に同社において再度資格を取得しているところ、最初の資格取得時と2度目の資格取得時の厚生年金保険被保険者番号は相違していることから、申立人が、いったん同社で資格喪失している記録状況に不自然さはいかたがえない。

さらに、同僚等からも、申立人の申立期間に係るA社での勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月15日から36年1月10日まで

私は、昭和33年2月15日からA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は36年1月10日から同年9月1日までしか無く、納得できない。調査をして、資格取得日を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、申立期間当時の資料の保存は無く、事業主も他界しており、当時の同社における厚生年金保険の取扱状況等について証言を得ることはできない。

また、複数の同僚は、申立期間当時における厚生年金保険の被保険者資格の取得について、必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得していなかったと証言している。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険記号番号の払出簿に記載されている資格取得日と、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は、同日の昭和36年1月10日である上、申立期間の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録状況に不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1568

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年秋ごろから30年9月1日まで
私は、A社に1年半から2年ほど勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が約2か月となっていることは納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の役員や経理担当者で当時の状況を証言できる者はいない。また、当時の資料の保存も無い。」と回答しており、申立ての事実について確認することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、A社は、昭和29年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険記号番号の払出票に記載されている資格取得日と、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は、同日の昭和30年9月1日である上、申立期間の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録状況に不自然な点は確認できない。

加えて、複数の同僚は、「昭和29年9月1日にA社が厚生年金保険の新規適用事業所となった時に、会社から、今後、社会保険料の控除がある旨の説明があった。しかし、社会保険料控除に同意しない従業員は、厚生年金保険の被保険者資格を取得しなかった。」旨を証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1569

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から36年11月14日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った覚えもないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているすべての被保険者のうち、脱退手当金の受給資格を有する女性8人(申立人を含む。)について調査したところ、5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、5人全員が厚生年金保険の資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後、間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月後の昭和37年3月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から41年6月25日まで
② 昭和41年2月25日から44年10月1日まで

脱退手当金の裁定請求書があるが、生年月日が間違っているし、筆跡も私のもとは違う。A社を退職してから一度も同社に行ったことは無く、退職後1年以上経ってから支給されていることになっており、不合理である。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、A社の代表社員名及び所在地名のゴム印が押されている上、退職所得の源泉徴収票が添付されていることから、同社が作成した書類に基づいて脱退手当金が請求されたことがうかがえる。

また、当該裁定請求書には、「隔地払 46. 1. 13」の押印があるとともに、申立人が当時、夫と住んでいた住所が記載されていることから、同住所に支給決定通知書及び国庫金送金通知書が送付されたと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。